

議案第93号 小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例

《改正の趣旨》

地方公務員法第26条の6第3項において、「配偶者同行休業の期間の延長は、条例で定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。」と定められているため、再度の延長ができる特別の事情についての規定を追加する等の改正を行うもの。

小松島市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年小松島市条例第47号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第26条の6第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)、第2項、<u>第3項</u>及び第6項から第8項まで並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業(法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</u></p> <p>第6条の2 <u>法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者同行休業の期間の延長後の期間が満了する日における当該配偶者同行休業に係る配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。次条第1号及び第8条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。)</u>の第4条第1号の外国での勤務が同日後も引き続くこと</p>	<p>改正</p> <p>追加</p>

<p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 配偶者(法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第1項第1号から第3号までにおいて同じ。)が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p><u>となり、及びその引き続くことが当該延長の請求時には確定していなかったことその他市長がこれに準ずると認める事情とする。</u></p> <p>(配偶者同行休業の承認の取消事由)</p> <p>第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。</p> <p>(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>削除</p>
--	--	-----------